

議会のあり方調査特別委員会記録（副本）

開会年月日	令和2年12月15日
開会時刻	午後3時00分
閉会時刻	午後4時11分
出席委員名	◎西山則夫 ○品川幸久 宮崎 誠 久保 真 中村 功
	井村貴志 上村和生 北村 勝 楠木宏彦 鈴木豊司
	野崎隆太 吉井詩子 世古 明 野口佳子 岡田善行
	福井輝夫 辻 孝記 吉岡勝裕 藤原清史 小山 敏
	山本正一 宿 典泰 世古口新吾
	（浜口和久 議長）
欠席委員名	なし
署名者	宮崎 誠 久保 真
担当書記	中野 諭
協議案件	1 分科会委員の指名について
	2 伊勢市議会政治倫理条例の一部改正について
	3 これまでの協議の経過について
説明者	

開会 午後 3 時00分

◎西山則夫委員長

ただいまから、議会のあり方調査特別委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員ですので会議は成立いたしております。

本日御協議いただきます案件は、通知にはございませんが、「分科会委員の指名について」、去る12月9日開会の企画調整部会において確認した内容の「伊勢市議会政治倫理条例の一部改正について」及び「これまでの経過について」の3件でございます。

それでは会議に入ります。

本日の会議録署名者は、委員長において宮崎委員、久保委員の御兩名を指名いたします。

【分科会委員の指名について】

◎西山則夫委員長

始めに「分科会委員の指名について」を議題といたします。

本件につきましては、12月9日開催の本会議にて、本特別委員会委員に選任された世古委員について、分科会委員への指名を行うものです。

お諮りいたします。

指名につきましては、委員長に御一任願いたいと思いましたが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

それでは世古委員を条例等検討分科会に指名させていただきたいと思いましたが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

世古委員を条例等検討分科会委員に指名することに決定いたしました。

【伊勢市議会政治倫理条例の一部改正について】

◎西山則夫委員長

次に「伊勢市議会政治倫理条例の一部改正について」を議題といたします。

条例等検討分科会、福井会長から御報告をお願いいたします。

福井会長。

○福井輝夫条例等検討分科会会長

それでは、伊勢市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

条例等検討分科会におきまして、議会の公正な運営と市政に対する市民の信頼を確保するため、議員が関連する企業の市との請負契約等をどう扱うか協議を重ねてきました。

そしてこの度、条例案として確認いたしました。

資料1を御覧ください。

今回の改正では、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、議員、その配偶者若しくは親族、この親族は1親等内の血族及び姻族を言います。または、これらの者が実質的に経営に携わる法人その他の団体は、市との工事等の請負契約、業務委託契約及び物品購入契約を辞退しなければならない、とする条文を第3条の2として加えるものです。

なお、この条文は、令和3年11月27日から施行しようとするものでございます。

以上、条例等検討分科会からの報告とさせていただきます。

本日御出席の委員の皆様方におかれましても、当分科会の意向に賛同してくださいますようお願い申し上げます。

◎西山則夫委員長

ただいま福井会長から御説明いただきましたが、このことについて御協議をお願いします。

御発言はございませんか。

小山委員。

○小山敏委員

ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、この議員政治倫理条例の改正案が出てきたのは、私が条例等検討分科会に所属してるときからだったと思うんですが、これを見てみますとね、この議員倫理の名を借りて、何か特定の議員を排除するのが目的であるかのように感じるんですけども、そのようなことがないのかどうか確認させてください。

◎西山則夫委員長

福井会長。

○福井輝夫条例等検討分科会会長

今の御質問の中で、特定の議員を排除するのではないかというような御質問でございましたが、決してそのようなものではございません。これはあくまで議員の政治倫理条例でございます。

例えば市との契約することにおいてですね、有利な取り計らいをしないとか、また疑惑の念を抱かれるような行いをしないというようなことは当然慎むべきことでございまして、そういう観点から決めるものでございまして、特定の人を狙ってというものではございません。よろしく申し上げます。

◎西山則夫委員長

小山委員。

○小山敏委員

分かりました。ありがとうございます。

では、ちょっと条文の中身につきまして若干お聞かせ願いたいと思います。

同族会社ですね、親が創業した会社を子供が継承する場合にですね、長男が社長になって、次男が副社長とか専務とかいうことがよくあるわけなんですけども、すなわち兄弟はセットだというふうに私は考えておるんですけども、この条文ですと一親等のみを謳ってまして、二親等につきましては何ら規定がないわけなんですけど、その辺につきまして、どのような協議をされたんでしょうか。

◎西山則夫委員長

福井会長。

○福井輝夫条例等検討分科会会長

この辺のどの範囲にするかということについても随分議論がなされました。ちなみに一親等というのはですね、本人それから配偶者、本人の両親、配偶者の両親、子供、それから子供の配偶者、これを一親等の中に入ります。二親等までといいますとですね、祖父母やら兄弟姉妹、孫、孫の配偶者ということで相当広い範囲になっております。

これはあくまで議員政治倫理条例でありますことから、そんなに広くまでどうのこうの言うんじゃないくて、やはり先ほど申し上げましたようにですね、やはり議員のいろんな請負やそういうものについて疑念を抱くようなことをしないというのは基本でございますので、委員の中では一親等の中に収めるべきだろうということで、そういうふうに結論を出しました。よろしくお願いします。

◎西山則夫委員長

小山委員。

○小山敏委員

先ほど私が申し上げましたように、祖父母とかそういうことじゃなくって兄弟の場合ですね、私は兄弟を想定してるんですけども、兄弟というのはよく会社の中で社長と副社長の関係とか社長と専務の関係とかということで、共同して経営していることが多いもんですから、同族会社の場合ね。したがって、二親等もここに含めるべきではないかというふうに私は考えるんですけど、その辺これを見直す考えはないんでしょうかね。

◎西山則夫委員長

福井会長。

○福井輝夫条例等検討分科会会長

委員の中での議論の中ではですね、逆に、そんなに広げずに本人だけでもいいんじゃないかという意見が出たぐらいでございます。そういうことから、しかし、いろんな面から考えますとですね、やはりその一親等の中に入れたほうがいいんじゃないかということが大きくありまして、それで一親等で二親等まで広げる必要はないだろうということで決まりましたのでございます。よろしくお願いします。

◎西山則夫委員長

小山委員。

○小山敏委員

条例等検討分科会ではそのふうに決まったというふうに理解させていただきますけれども、福井県の県議会の倫理条例でもやっぱり二親等までうたっておりますので、私はこれであつたらちょっと不備があるのではないかというふうに感じておりますので指摘させていただきました。

あと、受注割合、市からの受注割合のことが全く規定されてないんですが、市からね、その会社が市から受注する仕事量がですね、その会社の売上げの半分もいくようであれば、これは非常な大きな問題かと思うんですが、2、3%程度なら何ら問題はないんじゃないかというふうに考えております。

裁判の判例もですね、30%なら合法的であるというふうに判例もありますし、ここでは全く受注しちゃいけないということになっておりますので、その辺はどうなんでしょうか。ここまでならいいけど、これ以上はいかんとかいうふうな議論はなかったんでしょうか。

◎西山則夫委員長

福井会長。

○福井輝夫条例等検討分科会会長

そういう部分も議論にありました。そんな中でですね、いろんな想定が今後これ、なされる可能性はあります。例えば、新しく議員が立候補されたときにいろんな状況がある場合もあろうかと思えます。

そういう場合、またその状況によって、またその時点でこれはおかしいと思うようなことがあれば審査会等ということでの審議も必要かと思えますが、そういった、例えば市がですね、議員へ何かの請負を頼んでおつたと、その場合非常に特殊な事例の請負であつたと、そういう場合になかなか受け手がなかった。あるいは議員に関連するところの会社ですね、受けるような場合もあろうかと思えます。そういう場合、その状況によってですね、これはあくまでも政治倫理条例なんで、その議員が取りに行つて、圧力をかけて取つたとそんなもんじゃなくて、今までの流れもありこれは致し方ない、市も必要としとるし市民も必要とする。そういうような分もあろうかと思えます。そういう部分については何ら規制するものではないと。それぞれの事例によってですね、それはまた考えるべきものであるということでございました。

◎西山則夫委員長

小山委員。

○小山敏委員

今の説明ですとこの条文を見る限りそのようにはちょっと読み取れませんので、問題が

あるのではないかというふうに思います。

例えばね、道路の穴ぼこが出来たときに、いちいち入札にかけて業者を決めるんじゃないかと、ちょっとあそこアスファルトを埋めておいてよというようなことがよくあるかと思うんですが、そんなことも出来なくなるわけですね。ゼロ%、全く受注しちゃいけないということになりますと。

また全国市議会議長会におきましても、成り手不足を解消するためにですね、請負禁止要件のですね、この辺をちょっと緩和するような措置を求める決議も行っておりますので、何か伊勢市議会はちょっと全国的な流れより逆行しているようにも思いますので、せめて10%ぐらいまでは認めるけどそれ以上は辞退するようというふうなことを盛り込んだほうが私はいいように思うんですけど、いかがでしょうか。

◎西山則夫委員長

福井会長。

○福井輝夫条例等検討分科会会長

条例はこういうふううたっておるにしてもですね、分科会での議論、その内容これはまた非常に大事なものだということで認識しておりますし、事務局ともそんな話をしておりますが、どういうことがどこまでどんな状態で議論されたか。もし市民からいろんな、これは疑念があるんじゃないかというようなことで問合せがあったときに、こういう分科会ではこんな議論もしとると、そういうことでそこについては問題ないんであるとか、それからあくまで分からないものについては、またいろんな今後の議論の中で議員政治倫理審査会を開くこともあります。そういうもので問題ないであろうということでこのような辞退しなければならないというふうに決めさせていただきました。

先ほどの一親等云々についてはですね、いろんなほかの、申し訳ないですがほかのところの議会ではいろんなものがあります。一親等で決めておるところもあれば、これは取手市とか稲沢市なんかは一親等ということで決めてます。二親等云々についてもですね、他のところでもあります。どこの部分を採用するか云々については、私たちが参考にしたところでいこうということでございます。以上です。

◎西山則夫委員長

小山委員。

○小山敏委員

市民の信頼を確保するために条例改正をしようとする動き、私は別に何も反対ではございません。ただ、ちょっとこの条文を素直に読む限りではちょっと認めがたいなど、修正したほうがいいように思いますので、その辺希望を申し上げまして質問を終わります。

◎西山則夫委員長

今、小山議員は修正をしたいということで発言が終わりましたが、その意思で変わりございませんか。

他に御発言ございませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

すいません。数点だけ確認をさせてください。

私も小山委員のおっしゃるとおり議員倫理条例をどんどん整備していこう、改正していこうという動きに関しては反対するものではありません。ただ、ちょっとですね、条文を読んだ時に確認をさせていただきたいことがございますので、それだけちょっとお願いできればと思います。

この中にですね、経営に携わる法人その他団体ということで記載がございます。

その他団体に何が含まれるのかというのはここには書かれておりませんが、一般的には、任意の人格なき社団法人とか、人格なき法人と呼ばれるもの恐らく含まれるのかなっていうふうに思うんですけども。そうなるとこの条文だけ読みますと、例えば配偶者が自治会長になるのができるかどうかとか、業務請負をする団体というのは市に無数ございますので、いわゆるちょっと公共的な団体である、例えば指定管理を受けている例えば山田奉行所であったりとか、ああいったNPOに近いものの団体も全て一親等を排除しなければならないというふうにちょっと読めるんですけども、それをどのように考えているかというのが1点と、もう一つはですね、確認の方法というのが今のところないようにも思うんですけども。例えば自分の息子がどの団体の何をしているかというのを全て把握しているかと言われたらちょっとそこには疑念がございますし、それは法人であっても仕事の内容も分からないということもあると思うんですけども、その辺りその確認の方法等、一般団体の扱い、PTAなども含めて全ての団体の扱い、これからは配偶者、一親等は全部就任してはいけないということで決定するのか。その2点だけお聞かせください。

◎西山則夫委員長

福井会長。

○福井輝夫条例等検討分科会会長

まず団体、その他の団体ですね、要するに、この議員その他の配偶者もしくは一親等、これについては個人の場合も考えられるし、いろんな団体も考えられる。法人、会社とかそれや団体も考えられるということでございます。そういうことでございますので、例えば先ほどの自治会というようなこともございます。自治会が市と請負契約するというようなことがもしあるならばですね、その中であれば、それはちょっと考え直してほしいということになろうかと思えます。

それから確認の方法、その人がどういうふうになってるか確認の方法、これについてはいろんな請負契約の一覧表とかそんなんまた出てくると思いますけども、その中でその議員に関連するところがもし載っておったということであれば、それは本人のほうからできれば申請していただいて、こういう状態でやっておるということをしてもらいながら、もしそれが無い場合ですね、やはりどなたかの発案で審査会を立ち上げていただくということになろうかと思えます。以上です。

◎西山則夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

営利に関するもの、いわゆる株式会社であるとかそういったものはある程度理解はできるんですけども、恐らく今、自治会も公園の清掃とか、あれ業務委託じゃないかと思うんですけども、恐らく。なのでその辺りどこまで議論を分科会の中でしていただいたのかは分かりませんが、思っているよりも多分たくさんこの業務委託を受けてる団体というのは、いわゆる株式会社という営利団体もしくはいろいろな会社がありますけれども、自営業としてとか、そういった営利目的の団体じゃなくてもあるのではないかと思うので、ちょっとその辺りは運用のときに恐らく今後支障が出てくるのではないかというのがちょっと懸念としてございます。

それをもう全員がやめようという話であって、配偶者もしくは一親等を含めて全部確認をして、そういうのにつけられないということが憲法上可能かどうかというのも含めてですね、ちょっとひよっとすると難しい局面が出てくる、議員同士でそれは憲法に適合してるのかというような議論がそのうち出てくるんじゃないかという懸念をちょっと僕は感じております。先ほど言った営利目的の法人でないときは特にですけども。

もう1点なんですけども、例えば先ほど自分の子供の話をしましたけども、その一親等の中で、それぞれ私ども議員とは別に人格があってですね、コントロールのできる出来ないというのも当然想定はされてると思うんですけども、やはりその辺りは議員の力でコントロールをしていってほしいというようなことで分科会の中では結論が出たということで、一親等にしても配偶者にしてもこういった請負に関しては、やめさせるように議員の力で何とかしいけということで結論が出たということでよろしいですか。

◎西山則夫委員長

福井会長。

○福井輝夫条例等検討分科会会長

この中にうたわれてる中でですね、実質的に経営に携わる法人その他団体、実質的に携わる云々という部分がございます。この辺も少しそれに関連してくるかと思いますので、そこについての議論の状況を申し上げます。

実質的に経営に携わる云々、要するに実質的な経営者ということですね、ここについて誰が実質的に経営に携わるのか。代表取締役社長でいいんじゃないかというような、1番トップだけでいいんじゃないかというような話がありました。しかし代表取締役社長という肩書があってもですね、雇われ社長という人も結構おるんだと。それはあくまで肩書であって実質的な経営者ではないんだと。そういう人は今回の規制から外れるというようなことでございます。だから、要するに実質的な経営者ですね、その人が関連する分については辞退してくださいということでございます。

あくまで政治倫理条例なんで、例えば自治会でみんなで必要性にかられてやってるよう

なもんですね、そういう部分については全然問題ないわけですね。そういう部分についてはその都度その都度の状況でもし問題が上がってきたら、その都度検討すればいいと。そういう観点から政治倫理条例の改正案として、これで進めていきたいということでございます。

◎西山則夫委員長

他に御発言ございませんか。

よろしいですか。

山本委員。

○山本正一委員

今、議員倫理ということで議論をされとるわけでございますが、この件に関しましては私とも非常に関連があるということでちょっとお伺いをしたいなど、このように思って質問をさせていただきます。

私は平成11年の当選以来、市の委託業務を契約して受けております。この件に関しましては、私も当選したときには全くの素人でございますので、うちところがパソコンで見ますと、市の業務委託がいっぱい出てくるわけなんであります。

それで、その中でできるもんできやんもんがあるわけなんですけど、うちとこでできるもん、これぐらいだったらできるなというようにときに、全くの素人でございますので、市の契約課のほうへ相談をしました。「うちとここんなことをしてもええんかな」とこういうような話をしたら「いや結構ですよ、してください」こういうことで20年間今までやってまいりました。

その中で、うちの自宅のほうへも電話があつて、おまえこれ議員しとるけどこんなことしとってええんかというような匿名の電話もありました。今までにも役所のほうへ投書があつて、こんなことをしとってええんかというような役所のほうへ投書もありました。それは役所のほうで契約課のほうで聞きますと「あくまでも匿名なんでこれは問題にしませんと、どうぞしてください」とこういうような返答でございました。

先般も契約課のほうで、今まで何でよかったんやと、急にこんな話が出てきたけどっていうことになりますと、結局請負契約は役所のほうの話、契約課の話としましては、請負契約が当該法人の業務の主要部分を占めるものに限っては役員になることは出来やん、こういうことでございます。主要部分と言いますと、100%の50%以上がやっぱりできることは出来やんというような答えでありました。したがいまして、うちとこの場合はそんなにもいってないので何も問題ありませんと。ちなみに皆さんにお知らせをするんですが、うちところは市の業務もしておりますが、2%前後でございます。

そんな中で、これから仕事をしていくことにおいても、今日のこの条文を見ますと、もう全く市の仕事をしておりますと議員は仕事を受けたらいかんし、議員になって仕事を受けとったら辞めないかんと。議員を辞めるか仕事を辞めるかと。こういうようなことになろうかと思えます。

したがいまして、全国の議長会等々、先ほどもありましたが、全国的な流れとしましては、請負をする法人のうちその請負が該当法人の業務の主要部分を占めるものに限っては

いけないと。しかしながら、これも政府の地方制度調査会、総務省の地方議会議員の在り方研究会においても、やっぱり議員の成り手がいないというようなことであって、請負禁止の緩和をしていかないかと。50%であっても主要部分であっても、それをやっぱり緩和して、これから議員もどんどん入れてかないかと、こういうような答申も出とるわけでございます。

ここで先般、先ほど会長のほうから話がありました雇われ社長、こういうもんもあるということなんですが、これはなかなか難しいと思いますよ。誰が雇われ社長で影か裏か知りませんが、それが誰が実権を持つとんやということはよそから見て全く分からんわけでありまして。したがって調べてようもないわけでありまして、一つ例をとりますと、先ほど会長のほうからも言われましたが、うちとこに関しましては、ちょっとこの物をAからBへ移してほしいんやと、それが役所のほうから電話がかかってきて、2万円ですてくれと、3万円ですてんかと、こういうような話も多々あるわけでありまして。

これはまさにそのことが結局倫理になるんか、それが頼まれた仕事なんか、こちらが取りに行った仕事なんかというのは誰が判断するんやと。当事者ぐらいしか分かんと思えますよ。

そういうようなこともありますし、先ほど小山委員のほうから種々ありました。一人の議員をとというようなこともあったんですが、実は〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇から、夜中電話がかかってまいりまして、おい、仕事ができやんようにしたるぞと、こういうような電話もございました。しかしながら、私はそのときは何も分かんたわけでありまして、当然、後になって結局分かったわけでありまして、このことが端を発しておるわけでありまして。

一つお伺いをしたいんですが、これも端を発したのは前々議長が匿名のはがきを以って、各会派の幹事長会議に提案をしたと、こういうことなんですが、これから匿名のはがき、手紙、どのような取扱いをするのか、ちょっとまずそこら辺をお聞きして、自席からまた再度再度質問をしたいなど、このように思いますんでひとつよろしく申し上げます。

◎西山則夫委員長

福井会長。

○福井輝夫条例等検討分科会会長

まず匿名のはがきがあった場合にどういうふうな対応するんかという話でございました。これについては分科会の域からは外れておるわけですが、そういうものについて議員の方、ほとんどの方はですね、これはちょっと憂慮すべき事態であるとか、これは調べる必要があるというようなことになればですね、議会全体で検討してどういうふうに進めるか、各派でやるかとかいろんなこともあろうかと思えます。

これについては、ちょっとその都度その都度状況によって違うかと思いますが、政治倫理条例の分科会はまだそれを受けてまたすることは出来ますけど、分科会がどうしよう、ああしようというものではないと思いますのでよろしく申し上げます。

○山本委員

会長のほうから説明があったんですが、分科会のほうで判断をするとこういうことなん

ですが、これから特にですね、違うの。

◎西山則夫委員長

福井会長。

○福井輝夫条例等検討分科会会長

分科会の域を外れてますので、そういう匿名のはがきがあればですね、議会全体でどういうふうに進めていくか、審議をしていくか決めて、それで例えば分科会のほうにこれについて審議せいという、みんなの意見があればそれは進めますけど、分科会についてはその後の話ですので、だから、匿名のはがき云々については議会全体で、例えばまず代表者会議で話するとか、その状況によって違うかと思えますよ。そういうことでそのときの状況によって、また議会全体で話し合うということになるろうかと思えます。

◎西山則夫委員長

山本委員。

○山本委員

ちょっとこう分かりにくいんですが、とにかく匿名のはがきをですね、はがき、手紙をそこへ出すことがちょっと問題かなと。それが誹謗中傷であっても、それはそんなんやったらこれはええ、これは悪いというようなことは誰が判断するのかな。

それがやっぱし役所のほうとしては、恐らく僕分からんけれども、匿名辺りは問題にせんと、こういうふう思うんですが、先般も今月2回匿名の手紙が、これは議員の問題ではないんですが、匿名の手紙が2通来ました。それは議員のことでありましたけれども、もう本当に取るに足らないような匿名の手紙でした。それは議員さんのことが書いてありました。そんなん一々問題にもしておっても一笑に付しとるわけですが、そういうような匿名の何かこう誹謗中傷の匿名が来たときに、それを各派の幹事長会議かちょっとよう分からんのですが、審議すること自体がちょっとおかしいんじゃないかな。

私の不徳のいたすところで、今小山委員のほうからも一人をしてというような話もあつたんですが、そこら辺はちょっともう一回整理をしていただいて、匿名の手紙やはがきをどのように処理をするのか、ちょっとお答えを願いたいと思ったわけですが。

◎西山則夫委員長

福井会長。

○福井輝夫条例等検討分科会会長

匿名のはがき等をどうするかということについてですけども、まずそれがですね、例えば議長のほうにこういうのが来たということでまず伝えていただき、それをどういう内容であるかをですね、まず分かる範囲で全て説明していただいて、議長がこれはやはり全体で取り上げるべきだというふうに判断すればですね、先にいくと思えますし、この時点ではこれはもう取上げるような問題でもないんだと言えればそのまま、もうそんなんがあつた

ということだけをですね、皆さんに伝えるだけでそれ以上審議しないとか、そういう方法になろうかと思えます。

その状況状況、その内容によって変わってくるかと思えますので、よろしくお願ひします。

◎西山則夫委員長

山本委員に申し上げます。今匿名のはがきの件、手紙の件について質疑をされておるんですが、分科会の次第、課題から少し離れてますので、その件につきましてはまた御意見がありましたら各会派で上げていただいて、各派代表会議等の機関で議論していただければ、多分今まで山本委員がおっしゃったことは、余り私も経験ないんで分かりませんが、そういう扱いにこの場ではさせていただきたいと思えます。

はい、よろしいですか。

○山本正一委員

今の匿名の件は分かりましたんで、また別の機会とか。そやけどもこの話はそれが元になってここまで来てますんで、私はその匿名の話をしてもらったわけでありまして。

したがって、これからの問題でもありますけれども、それをここでやっぱしはっきりしとかんとどうなのかなと、こういうことがあります。

それと、いわゆる雇われ社長の話もしました。雇われ社長の話も会長のほうからされました。それとか頼まれ仕事、何とかしてんかんと役所のほうから言うてくる。それを役所のほうで僕ところがしとったら、何やあいつまたしとるやねえかと、こんな話になって、中の話は分からんうちに噂というんかいな、あいつとこばかまたしとるぜと、こんな話になってくるわけなんであります。

そこら辺をやっぱり整理してもらわんと、なかなかやっぱし当事者としては、皆さんも本当にほとんど中のことは分からんと思えますんで、それでここでただこれだけしていくと、決まってくるといことはいかなもんかなと思えますんで、ぜひ私としたら、またもう一回再考していただきまして、話をもう一回してほしいなど、このように思ひまして質問を終わりますので。

◎西山則夫委員長

福井会長。

○福井輝夫条例等検討分科会会長

先ほど、例えば市から依頼があったと、AからBに移すというようなことの仕事があったというような場合ですね、そういう場合、自分から圧力をかけて取りにいったというようなことで決してないと想像されますし、もしそれであればですね、市からこういうの委託を受けたんだと、請負契約をしたいと市から言うてきたんだと、それはこういう状況だということで議会のほうにいつでも言うていただいて表明していただいて、そしてこれなら仕方がないなというのであればですね、これはあくまで政治倫理条例なんで、そういう部分については、皆さんがそこまで駄目だったということまでしないと思えますので、そ

ういうことで了解していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

◎西山則夫委員長

関連しますか。山本委員。

○山本正一委員

今会長から言われましたが、これはええんやということはなかなかやっぱし難しいし、いちいち仕事して、誰にそれをこれは頼まれた仕事や、こちらは取りに行った仕事やというのを誰に言うてどうしたらええかってというのは、日々動いてますんでなかなかそれはやっぱし難しいなど、このように思いますんで、そこら辺を会長が言われるんやったらこの条文の中へやっぱりちゃんと入れといてもうたら何も間違いがないんで。いくらまでやったらええとか頼まれる仕事はよろしいよとか、書いてもうとくとこれはこれでしましたんでということが分かるんですが、この条文ではもう一発にいかんということになっておりますんでひとつよろしくお願ひします。

◎西山則夫委員長

福井会長。

○福井輝夫条例等検討分科会会長

これは先ほどから申し上げておりますようにですね、やはり市民から疑念を抱かれるとかそういうことがないようにということでの政治倫理条例でありまして、だから自分がですね、こういうことで受けたということでも正々堂々とですね、議会のほうに表明していただいて、それやったらということでもいいんかと思います。

これが分科会の中で議論もされておりますんで、それでそういう議論の中のこともですね、事務局としても承知していただいておりますし、そういう市民から何か質問があってもですね、そういうふうに事務局も答えていただくことできるできると思います。

だからこれ、そういう議論をしたことを規約に書こうかというような話もございましたけど、そこまでしなくても、議論の中に入ってこういうことであるからということにいけるということもございますし、そういうことで、その状況によるということ、どういう案件によってどんなかということをやはりしっかり表明していただければ、それでまた済むことだと思いますので、よろしくお願ひします。

◎西山則夫委員長

もう終わりですか、山本委員。

○山本正一委員

今会長の話を聞いておりますとそんな話も出ましたというような話があるんですが、私も先々代の議長のときからの、この議会のあり方調査特別委員会の議事録も読まさせていただきました。そんな細かい話は全く出てませんよ。本当に箇条書きぐらいで誰がちょっとと言うたかというぐらいで、そこまで本当に深く掘り下げて審議したという、その

議事録は全くありません。ここに議会事務局長がおるんで聞いていただいたらええと思うんですが、私も誰がどんなことを言うてどうなっておんのかというのを調べるために議事録をちょっと閲覧させてもらいました。そんな議論は全く書いてありません。もうこれで結構なんで、もうよろしいんで答弁は、そういうことだけ申し述べて終わりたいと思います。

◎西山則夫委員長

他によろしいですか。

〔「動議、動議がございます」と呼ぶ者あり〕

○野崎隆太委員

休憩をちょっといただきたい。

◎西山則夫委員長

どういう理由で。

○野崎隆太委員

よろしいですか。休憩を宣言してください。先ほどの議事録の件でちょっと皆さんにちょっと御意見がございます。

〔「賛成」という声あり〕

○野崎隆太委員

先ほどの議事録の件で1点、皆さんにお諮りいただきたいことがございます。内容はともかくとしてですね、もう既に亡くなった個人の方の御発言が取上げられておりましたので、これユーチューブにも残るものなので、議事録の精査をもうこの委員会の開会中にしただきたいと思います。

その部分だけカットするかどうかというのをこの場で少し審議をしておいたほうがいいのではないかと思うので、そのことについてぜひとも今この場でこの委員会中に何とか処理していただければと思います。

◎西山則夫委員長

ただいま野崎議員から動議の提出が口頭で出ましたが、扱いについてよろしいですか。暫時休憩します。

休憩 午後3時43分

再開 午後3時43分

◎西山則夫委員長

休憩前に引き続き会議を再開します。

今確認したところ動画はないんで、会議録のほうだけカットでできますか。

あり方調査特別委員会の動画はないということで、それは1点。

〇〇〇〇のところを全部カットすればいいんですか。

○野崎隆太委員

実際この場にいるだれも恐らく先ほどの発言があったかどうかというのが、電話でってのが分からないと思いますし、恐らく御遺族の方もいらっしゃると思いますので、議事録として残すのは余り適切ではないかと思しますので、御本人に確認していただいて了ということであれば。

◎西山則夫委員長

今野崎議員のほうから発言者に対して、〇〇〇〇という言葉ですね、これを削除したらどうだっていう提議がされましたが発言者どうですか。山本委員。

○山本正一委員

皆さんに分かってもらえたらもうそれで結構なんで、別に議事録には残さんでも大勢には影響ないと思いますんで。皆さんにさえ分かってもらったらいいと思いで話をしました。

◎西山則夫委員長

はい、ありがとうございました。野崎委員もそういう対処で、動画はない、それで対象部分を削除ってということでお願いを、はいお願いします。

他に発言もないようですね。

それでは一番最初の小山委員から修正案が提出をしたいということで発言がございましたが、これに対して御意見よろしいですか、修正案を出していただくということで確認をしていただいてよろしいですか。

よろしいですね、小山委員、修正案を早急に提出をいただけますか。もう用意されていますが、事務局配付をしてください。ちょっと待ってください。何か、世古委員。

○世古委員

修正案は動議ですか、どういう修正案ですか。

◎西山則夫委員長

この倫理条例の条文に対する修正案の動議ということで、動議で出してもらってもそれでいいと思うのですが。

どうしますか扱いは。動議として出していただけますか。

小山委員。

○小山敏委員

この第3条の2の一部をちょっと修正したい動議を出したいと思しますので、よろしくお願いします。

◎西山則夫委員長

今、小山委員からそういう動議を提出したいということでございましたが、賛同の方ございますか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

異議なしとの声がありますが、山本委員は賛成でいいですか。

○山本正一委員

緊急動議やと思うんですが、賛同者が一人おったらこれええと思うんで。

〔「賛成だけ言うたらいい、賛成だけ言うたらいい」と呼ぶ者あり〕

○山本正一委員

それで結局皆さんにその修正内容を配付してもらわんと、どんなんか分かりませんでね、こっちも。それで皆さんが判断したらいいと思うんですよ。

◎西山則夫委員長

暫時休憩します。

休憩 午後 3 時46分

再開 午後 3 時46分

◎西山則夫委員長

休憩を解き会議を再開します。

動議が成立をいたしておりますので、小山委員から修正案の提出をいただきたいと思えます。お願いします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時46分

再開 午後 3 時49分

◎西山則夫委員長

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

提案者の説明を求めます。

小山委員。

○小山敏委員

委員長のお許しをいただきましたので、ちょっと趣旨説明をさせていただきます。

先ほど福井会長に質問をさせていただいた内容を整理した修正案が、このお手元の資料2でございます。

当初の原案をです、第92条の2の規定の趣旨を尊重し、議員その他配偶者もしくは親族、括弧一親等とありますのを、その親族、括弧配偶者並びに二親等内のというふうに改めました。

それから、後段のほうです、市との工事等の請負契約、業務委託契約及び物品購入契約を辞退しなければならないと、あるところ、その年度の契約の合計額が当該法人その他団体の当該年度の前年度の売上げ額の10%以上となる場合は辞退しなければならない、というふうにこれを書き加えました。あとはそのままでございます。以上でございます。

◎西山則夫委員長

それでは今、提案者から趣旨の説明がございましたので、4時まで10分間休憩いたします。

休憩 午後3時50分

再開 午後4時00分

◎西山則夫委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大変失礼をいたしました。

今、小山委員から説明をしていただいたわけですが実は、先ほど山本議員の発言の中で、この事案は私が囓んでいる事案であるということでもございましたので、こういう事案に関わる委員は除斥対象としてこの議事に参加をしていただくことは御遠慮いただきたいということで、動議の段階から遡ってもう一度再開をさせていただきたい。大変不手際をあげて申し訳ないんですが、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

〔他には見えへんのですか〕と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

いや、そういう御発言されたのは山本委員、私が対象になってるということで自分で自ら申告されましたので、そういう意味で。

(山本委員退出)

◎西山則夫委員長

それでは改めて小山委員から動議の提出の要請をお願いしたいと思ひますが、小山委員。

○小山敏委員

この改正案のですね、32条の2につきまして、条文の一部を修正したい動議を出しますのでよろしくお願ひします。

◎西山則夫委員長

ただいま小山委員から動議が出されましたが、賛成の方はみえますか。

いませんか。

二人以上の賛成が、小山委員含めて二人以上の賛成者がいませんので、この動議は不採択とさせていただきます。

それでは、議事を続けます。

藤原委員。

○藤原清史委員

はい、失礼します。このことについて先ほど会派でちょっと話させていただきました。会派のほうで少しこの内容を話をさせていただいたときに。

◎西山則夫委員長

いえ、それは藤原委員ね、一応さっきはそういうことで動議が成立したと私のほうも判断しましたんで趣旨説明をしていただきましたけども、今動議は不採択ということになり

ましたので、それはちょっとお許しをいただきたいと思います。よろしいですか。
暫時休憩します。

休憩 午後 4 時02分

再開 午後 4 時03分

◎西山則夫委員長

少し時間経過いたしましたけど、福井会長から説明いただきましたこのことについて、御意見出ましたが、他に御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですのでお諮りいたします。

伊勢市議会政治倫理条例の一部改正について、条例等検討分科会福井会長からの説明のとおり賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

◎西山則夫委員長

ありがとうございました。起立多数と認めます。

よって、伊勢市議会政治倫理条例の一部改正については、条例等検討分科会福井会長からの説明のとおり決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4 時04分

(山本委員入出)

再開 午後 4 時07分

【これまでの協議の経過について】

◎西山則夫委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に「これまでの協議の経過について」を議題といたします。

各分科会から報告をお願いいたします。

始めに広報検討分科会、吉井副会長から報告をお願いいたします。

吉井副会長。

○吉井詩子広報検討分科会

広報検討分科会から「これまでの協議の経過について」、御報告申し上げます。9月定例会ではタブレット端末の導入について、委員の皆様にご意向に賛同いただき、補正予算をお認めいただきました。

11月20日、入札の掲示がされ、12月8日に開札されました。その結果、「株式会社アイ・シー・エス三重営業所」が落札し、12月9日付で契約となりましたので御報告申し上げます。

今後は当分科会で使用基準等も作成し、委員の皆様にもお示しさせていただきたいと思
います。以上、広報検討分科会からの報告とさせていただきます。

◎西山則夫委員長

ただいま吉井副会長から御報告をいただきましたが、このことについて御発言ございま
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、広報検討分科会吉井副会長からの報告のありました「これ
までの協議の経過について」はこの程度で終わります。

次に広聴検討分科会、吉岡会長から報告をお願いいたします。

吉岡会長。

○吉岡広聴検討分科会会長

それでは広聴検討分科会から「これまでの協議の経過について」、御報告を申し上げま
す。

11月26日木曜日に開催しました「議会報告会・意見交換会」につきましては、事前に申
し込みをいただきました14名の参加者があり、無事に終えることができました。

開催にあたりましては決算特別委員会の各正副分科会長にも御協力をいただき、この場
をお借りしましてお礼を申し上げます。

なお、当日の実施概要やアンケートの集計結果につきましては、先日、棚入れをさせて
いただいたところであり、令和元年度決算審査に係る議会報告時の動画につきましても議
会ホームページにて御覧いただくことが可能となっております。

今回は新型コロナウイルス感染症対策を講じて開催しましたが、今後も市民の意見を直
接聞く場として、他の市町の事例等も参考にしながら「議会報告会・意見交換会」を開
催していきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、広聴検討分科会からの報告とさせていただきます。

◎西山則夫委員長

ただいま吉岡会長から御報告をいただきましたが、このことについて御発言ございま
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、広聴検討分科会吉岡議長からの報告のありました、これま
での協議の経過についてはこの程度で終わります。

なお、条例等検討分科会からの報告はございません。

以上で本日御協議いただきます案件は終わりました。

これをもちまして議会のあり方調査特別委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 4 時11分

上記署名する。

令和 2 年12月15日

委 員 長

委 員

委 員